

保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人翼友会										
	名称	ナーサリー八橋（新規）										
	位置	秋田市八橋イサノ二丁目94番地1、95番地1										
	事業開始予定	令和3年4月1日										
	土地状況	面積	1,010.64 m <sup>2</sup>		所有形態	自己所有	所有者	(福)翼友会				
		建築物状況	建築面積	412.59 m <sup>2</sup>		延床面積	727.69 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造2階建			
		補助金	施設整備		所有形態	自己所有	所有者	(福)翼友会				
	保育時間	開所時間	7:00~19:00					標準時間	7:00~18:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	15	15	15	15	15	15	90	定員20人以上			
現員	-	-	-	-	-	-	0					
設備	乳児室	建設	2階		66.10 m <sup>2</sup>		0・1歳	30人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 99.00 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	建設	2階		66.70 m <sup>2</sup>							
	小計	計		132.80 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 99.00 m <sup>2</sup> 以上						
	保育室	建設	1・2階		160.13 m <sup>2</sup>		2歳以上	60人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 118.80 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	建設	1階		62.77 m <sup>2</sup>		2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		222.90 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 118.80 m <sup>2</sup> 以上						
	調理室	建設					要 2歳以上児を入所させる場合設置					
	便所	建設			大:3、小:11、乳:7		要					
	医務室	建設					要					
	調乳室等	建設					要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	建設					要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	2階保育室設置等を	避難用設備	建設			屋外階段・滑り台		[要]	避難用設備を設けなければならない			
		耐火性	建設			耐火建築物		[要]	耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備	建設			柵・扉		[要]	転落防止設備を設置			
			有			304.83 m <sup>2</sup>		2歳以上	60人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 198.00 m <sup>2</sup> 以上			
屋外遊戯場	場所			同一敷地内		満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
	代替地			-								
保育用具	有	楽器、積木、机・椅子、絵本ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長			1人		配置した場合は所長設置加算を算定						
	保育士	既存3園からの異動で対応	14.5人	0歳	15人 ÷ 3人 = 5.0人							
				1・2歳	30人 ÷ 6人 = 5.0人							
				3歳	15人 ÷ 20人 = 0.7人							
				4・5歳	30人 ÷ 30人 = 1.0人							
				年齢別配置基準		12人						
	加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人								
		標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人								
		非常勤保育士		0.5人								
	調理員	2人採用		3人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)						
事務職員			1人		所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	自己所有 (購入確約書)
	保育所を経営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算書類により確認
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	社会福祉法人
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	園長経験あり
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 平成14年度から保育所を運営しており、現在市内に3園、県外に2園（東京都大田区・横浜市）の保育所を開設運営している。指導監査を毎年行っているが、特筆すべき問題も発生していない。市の意向を受けて入れ、休日保育を実施する予定である。また、各園または法人全体で独自の研修体制を構築していることから保育の質の確保は取れると判断した。</p>		